

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する 明細書					事業 年 度	： ：		法人名		
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否										
試 験 研 究 費 の 額		1	円		調 整 前 法 人 税 額				16	円
控除額の 対象計算 試験研究 費	同上のうち特別試験研究費以外の額	2			(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)					
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る 税額控除の対象とする特別試験研究 費の額	3			当 期 税 額 基 準 額 の 計 算	(7) > 4 % の 場 合 ((7) - $\frac{4}{100}$) × 0.625 (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)			17	
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (2) + (3)	4								
	比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(十一)「5」)	5				(7) < マイナス 4 % の場合((9) > 10%の場合を除く。) ((7) + $\frac{4}{100}$) × 0.625 (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)			18	
増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (5)	6									
増の減計算 試験研究 費割合	増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(6)}{(5)}$	7								
	令 す る 事 業 年 度 の 計 算 場 合 に 試 開 始 研	平 均 売 上 金 額 (別表六(十一)「10」)	8	円						
	試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(8)}$	9								
税 額 控 除 割 合 の 計 算	設立事業年度の場合又は(5) = 0 の場合	10	0.085							
	(7) > 12%かつ令和8年3月31日以前 に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$	11								
	(10) 及 び (11) 以 外 の 場 合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (7)) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)	12			当 期 税 額 控 除 可 能 額					
	(9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 ((9) - $\frac{10}{100}$) × 0.5 (0.1を超える場合は0.1)	13								
	税 額 控 除 割 合 ((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11) 又は(12)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	14			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の①」)			22		
税 額 控 除 限 度 額		15	円		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (21) - (22)				23	

別表六(九) 令六・四・一以後終了事業年度分